

社会福祉法人ひらイルミナル  
講師料・謝金および旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人ひらイルミナル(以下、「法人」という。)が行う各事業等における、研修、イベントプログラム等を行う外部講師に対する講師料、その他謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師料の支給)

第2条 講師料は、別表1を基準に支給する。又他団体からの講師招聘に際し、その団体に謝金規程がある場合はそれを参考に定めることができる。

2. 前項の基準によりがたい場合は、管理職会議で定めることができる。

(講師料の時間単位)

第3条 前条に規定する講師料は、あらかじめ講師に依頼し合意した内容における講義時間について、60分を1単位として算出し、2分の1単位を下限とする。

2. 時間単価を適用する範囲は2時間までとし、それを超えた場合は原則として、日額を適用する。

(講師料の支払い方法)

第4条 講師料の支払いに当たっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払う。

2. 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合には、源泉徴収は行わない。

(講師の旅費)

第5条 講師の旅費は、実費を支払うものとする。

(契約について)

第6条 講師依頼時の契約に基づいて講師料、その他謝金について支払う場合があり得る。

2. 前項の規定にかかわらず、個別の契約に基づいてその契約を誠実に順守するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項でこの規程に定めのない事項は、管理職会議で定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、管理職会議で定める。

(附則)

1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。

別表 1

(単位：円)

区分	基準		1 単位の単価	日額
大学講師 基準	大学①	大学教授(含む短大・養成施設)	12,000	36,000
	大学②	大学准教授(含む短大・養成施設)	10,000	30,000
	大学③	大学講師(含む短大・養成施設)	7,000	21,000
	大学④	大学助手以下(含む短大・養成施設)	4,500	13,500
専門講師 基準	専門①	医師、弁護士、司法書士、税理士、 公認会計士等	12,000	36,000
	専門②	社会保険労務士、中小企業診断士、 コンサルタント等	10,000	30,000
	専門③	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床 心理士、公認心理師、介護福祉士、 看護師、作業療法士、理学療法士、 管理栄養士等	7,000	21,000
	専門④	その他、専門的知識技術を有するも の	4,500	13,500
社会福祉 施設等講 師基準	施設①	施設長、社協事務局長	10,000	30,000
	施設②	指導監督職員、施設管理主任等	7,000	21,000
	施設③	一般職員等	4,000	12,000
特別基準	特別①	以下の各基準では当てはまらない 者	適当と認める 額	適当と認め る額